

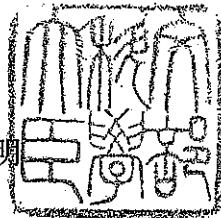


第45回原子力委員会
資料第2-1号

18諸文科科第640号
平成18年11月2日

原子力委員会委員長 殿

文部科学大臣
伊吹文明



独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）
の原子炉の設置変更〔高速実験炉原子炉施設の変更〕について（諮問）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 殿塚 獅一から平成18年4月28日付け18原機（安）001（平成18年10月13日付け18原機（安）055をもって一部補正）をもって申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準に適合しているものと認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について貴委員会の意見を求める。

(別紙)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する許可の基準への適合について

本申請に係る変更は、高速実験炉原子炉施設において、高速増殖炉サイクル技術の裾野の広い研究開発に供するため、燃料体に該当しない核燃料物質等の照射試験を目的とした照射用実験装置を実験設備として追加するとともに、低温領域での照射データの拡充を目的とし、原子炉容器入口の冷却材の温度下げ、炉心温度を低温化した運転方法を追加する。また、原子炉出力制御の精密化を目的とし、原子炉出力制御系の制御方式に係る機能を追加する。

1. 法第24条第1項第1号(平和利用)

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的を変更するものではないこと
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本申請については、

- ・原子力利用や広範な科学技術分野に確信をもたらす可能性が大きい革新的な技術システムを実用化候補まで発展させる研究開発について、「高速増殖炉サイクル技術は、長期的なエネルギー安定供給や放射性廃棄物の潜在的有害度の低減に貢献できる可能性を有することから、これまでの経験からの教訓を十分に踏まえつつ、その実用化に向けた研究開発を、日本原子力研究開発機構を中心として着実に推進するべきである。」及び「高速増殖炉サイクル技術の裾野の広い研究開発も行うものとする。」とする我が国の原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・使用済燃料の処分の方法を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本申請に係る変更に必要とされる資金は、特別会計運営費交付金（電源開発促進対策特別会計）及び一般会計運営費交付金をもって充当する計画としている。

のことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎があるものと認められる。